

医薬品リスクマネジメントサービス(DRiFOs)使用規約

第1条（規約の適用）

- 1 ルミナリーメディカル株式会社（以下「当社」という。）は、医薬品リスクマネジメントサービス(DRiFOs)使用規約（以下「本規約」という。）を定め、当社が提供する医薬品リスクマネジメントサービス（以下「本サービス」という。）に関する契約（以下「本契約」という。）を申し込む申込者（以下「お客様」という。）に対して本規約を適用します。
- 2 本契約は、お客様が「医薬品リスクマネジメントサービス(DRiFOs)お申込み書」（以下「申込書」という。）により当社に対して申し込み、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

第2条（使用許諾内容）

お客様は、当社が発行したIDとパスワードを利用して本サービスを使用することが可能であり、複数ユーザとの共有利用、本サービスに関するプログラムファイルを第三者に開示、サブライセンス又は譲渡することを禁止し、お客様に非独占の使用許諾を与えるものとします。

第3条（禁止事項）

- 1 当社は、お客様に対して、お客様が本サービスを利用するにあたって次の各号に定める行為を禁止します。
 - ①本サービスのリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル、修正、改変を行う、又は第三者をして行わせること
 - ②本サービスおよび関連資料に記載されている著作権表示およびその他の権利表示を除去すること
 - ③本サービスを当社及び提供元の許可なくして第三者に使用許諾、貸与又はリースすること
 - ④商用又は非商用のサービスの提供、又はグローバルネットワーク（インターネット）を経由して、本サービスにより取得された結果を第三者へ提供すること
 - ⑤独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）が公開している「副作用が疑われる症例報告に関する情報「医薬品副作用データベース」」を使用した、本サービスと同等又は類似した他のサービスを開発及び販売等を行うこと
- 2 お客様は、PMDAの「医薬品副作用データベース」利用規約を遵守し、これに違反してはならないものとします。

第4条（契約期間）

第2条の使用許諾の許諾期間は、申込書に定めた期間とします。ただし、期間終了1ヵ月前までに当社又はお客様のいずれからも何らの意思表示もないときは、この契約はさらに自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第5条（契約解除）

- 1 当社は、お客様に次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - ①本契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
 - ②支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ③手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - ⑤破産、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
 - ⑥反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明した場合
 - ⑦本契約のいずれかに違反した場合
- 2 前項の解除の意思表示は、相手方の住所地又は本店所在地宛に書面にてこれを行うものとします。

第6条（対価・支払方法）

- 1 お客様は、当社に対し、本サービスの対価（以下「ライセンス料」という。）として、申込書に記載された金額を記載された方法により支払うものとします。なお、お客様が当社に対して支払った一切のライセンス料は返還されないものとします。
- 2 お客様は当社に対し、前項のライセンス料を、当社の指定する金融機関口座に振込入金し、振込手数料は、お客様の負担とします。

第7条（期限の利益喪失）

お客様は、第5条第1項各号の一つに該当する事由が発生したときは、当社、お客様間の取引により生じた相手方に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失したものとします。

第8条（瑕疵担保責任および免責）

- 1 お客様は、本サービスの隠れたる瑕疵を発見したときは、ただちにその旨を当社に通知し、当社とお客様にて協議の上、その瑕疵が当社の責に帰すべきものであると認められた場合、当社は、速やかに原因を究明し、修正等の処置をとるものとします。但し、当該瑕疵が本条第3項に起因する場合を除くものとします。
- 2 本契約に基づいて当社がお客様に対して負担する責任は、当社がお客様より受領した当該サービスのライセンス価格を上限とします。
- 3 PMDA 及び本件サービスが開示しているPMDAの「副作用が疑われる症例報告に関する情報「医薬品副作用データベース」」の利用規約、第6条（免責）第1項、第2項、第3項および第4項に記載されている事項については、本契約でも当社、お客様双方に対しても同等の免責事項とします。

医薬品リスクマネジメントサービス(DRiFOs)使用規約

第9条（秘密保持）

お客様は、本契約に基づき、当社から開示され又は知得した一切の秘密情報を、本契約期間中及び本契約終了後、第三者へ開示・漏洩し、又は、目的外の利用を行ってはならないものとします。

第10条（知的財産権等）

1 本サービスの開発にあたって作成又は取得した知識・資料等の成果物（以下「成果物」といい、これらのコピー及びコピー類似品を含む）の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）等の知的財産権その他一切の権利は、提供元に帰属するものとします。但し、当社、お客様協議の上、別段の定めをしたものについては、この限りではありません。

2 お客様は、本サービスに付随する商標や所有者を示す記載を除去又は隠匿する行為をしてはならないものとします。

第11条（損害賠償）

お客様が、本契約に違反し、又は自己の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合には、当社にその損害（逸失利益、弁護士費用等を含みますが、これらに限定されません。）を賠償する責任を負うものとします。

第12条（不可抗力）

1 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府の行為その他の不可抗力により、当社が本契約に基づく債務の一部又は全部を履行できない場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づきお客様が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

第13条（本サービス内容の変更）

当社は、お客様に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとします。

第14条（権利譲渡の禁止）

お客様は、本契約に基づく権利義務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は、担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第15条（通知）

1 当社からお客様への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。

2 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）にお客様に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点でお客様に到達したものとみなします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点でお客様に到達したものとみなします。

3 お客様が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第16条（報告義務）

1 お客様が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。

2 お客様が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第17条（疑義協議）

本契約に関して疑義が生じたときは、当社及びお客様は、誠意をもって協議決定するものとします。

第18条（合意管轄）

当社及びお客様は、本契約に起因し、又は関連して生じた紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所を、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とすることに合意します。

平成27年1月制定